

サン共同通信

Topics 注目トピック

税制 インボイス制度で免税事業者は消費税を請求できない？

融資 2023年9月末日まで申込可能！金利が優遇された融資制度

メディア実績

2023年

9

月号



お客様インタビュー

『株式会社ビリーブ』

津覇 竜二 様



株式会社ビリーブ

代表者名 津覇 竜二様(写真左)

沖縄支社 税理士 笠岡 亮介(写真中央)
平川 幸節(写真右)

サン共同税理士法人に依頼をしたきっかけ

元々別の税理士さんに依頼をしていたのですが、その方が体調を崩してしまい、2年ほど前に知り合いの社長からサン共同税理士法人さんを紹介してもらいました。

担当者への感想

初回面談担当の畠山美樹さんは、初対面でしたが話しやすくして親身だったことを覚えています。当時(2021年)はコロナ禍だったので、助成金に関することも親切に教えてもらいました。その後も税金に関することは、なんでも気軽に相談できているので私にとっては心強い存在です。

独立のきっかけ

元々、米軍基地内で仕事をしていたのですが、子どもも大きくなってきたので好きなことをしてみようと、古宇利島でピザ屋を個人事業主として始めることにしました。しかし、しばらくして立ち退きに遭いました。その後、M&Aでピザ販売をしていた今の会社を購入し、様々なご縁があり現在は米軍基地近くの道の駅で2022年に「Gennaro PIZZA (ジェンナロ ピザ)」をオープンさせました。

お店のこだわり

ピザは、生地を作るところからお店で行っており、Mサイズを600円からと学生さんでも気軽に買えるように低価格にさせていただいております。



今後の展望

コロナもようやく落ち着き、道の駅もこれまでの賑やかさを取り戻しているのではないのでしょうか。今後は、地域の人たちと一緒に観光業を盛り上げていきたいと思っています。



2022年4月に米軍嘉手納基地の滑走路が一望できる展望台などを拡張させた『道の駅かでな』そのフードコート内に気軽に本格ピザを楽しめると観光客や地元住民に愛されている。おすすめは、酸味を極力出さずまるやかに仕上げたマルゲリータピザ。



店名:Gennaro PIZZA(ジェンナーロ ピザ)

住所:沖縄県中頭郡嘉手納町屋良1026-3 道の駅 かでな

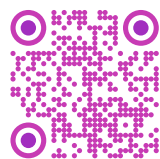
電話番号:080-6498-4943 ※営業中でもお電話が繋がらない場合がございます。

営業日:11:00~18:00 ※日曜営業]

定休日:不定休

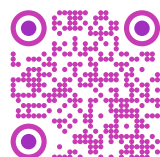
※営業時間・定休日は変更となる場合がございますので、ご来店前に店舗にご確認ください。

SNS:



店舗

<https://www.instagram.com/pizza.gennaro/>



キッチンカー(系列店)

系列店のキッチンカーサービス。古宇利島の海を背景にドリンクを楽しめます。

https://www.instagram.com/gp_ktchen_car/

インボイス制度で免税事業者は消費税を請求できない？

インボイス制度は2023年10月から開始される、新たな制度です。消費税の抜本的な制度改正であり、多かれ少なかれすべての事業者に影響を及ぼします。

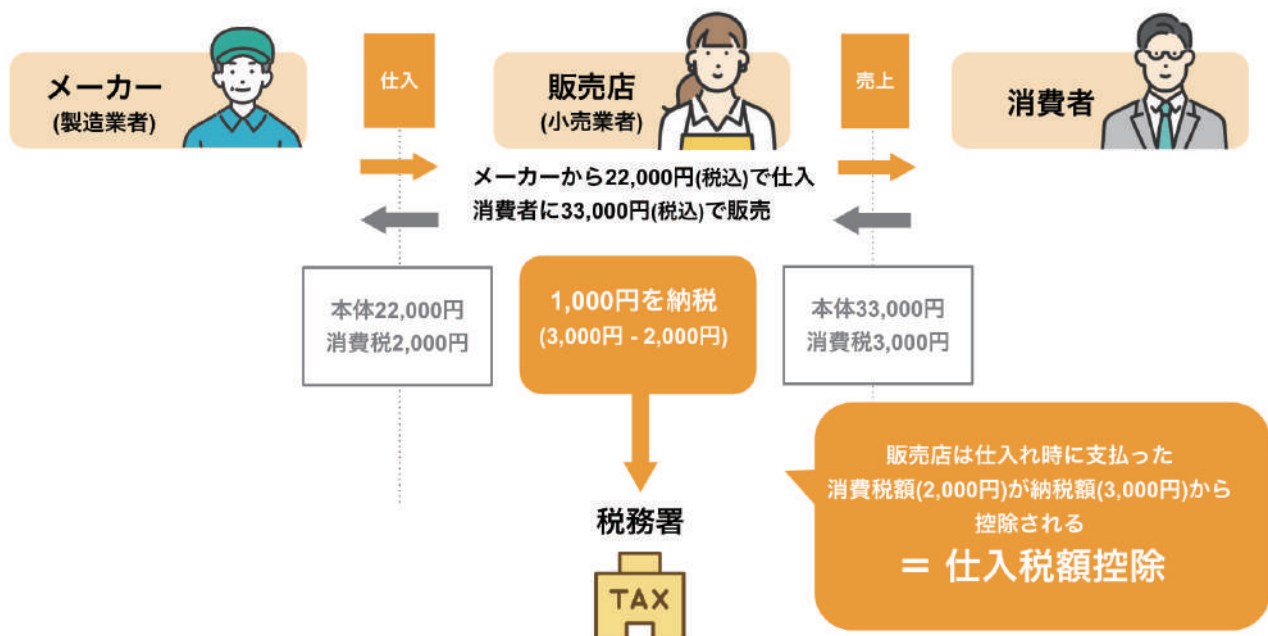
なかでも大きな影響を受けるといわれているのが、個人事業主やフリーランスに多い免税事業者です。「無数の個人事業主やフリーランスが廃業してしまう」という言説もあるくらい、経営状態に影響を及ぼしてしまう可能性をはらんでいます。

しかしインボイス制度は内容が複雑であるため、本当か嘘かわからない情報も飛び交っています。たとえば「インボイス制度が始まると、免税事業者は消費税を請求できない」といった噂もその1つです。この記事では、インボイス制度についてわかりやすく解説することで、免税事業者にどのような影響があるのか、正確なところをお伝えしていきます。

インボイス制度とは？

インボイス制度とは、売上に含まれる消費税を納税する際に、仕入先からインボイス(適格請求書)を発行してもらわなければ仕入税額控除を適用できないという、新しいルールのことです。

消費税の納税額は売上に係る消費税から仕入に係る消費税を差し引いて計算されます。仕入税額控除とは、消費税計算の際に仕入に係る消費税として差し引かれる金額のことをいいます。ここでは仕入先から22,000円(うち消費税2,000円)で物を仕入れて、それを33,000円(うち消費税3,000円)で顧客に販売しています。このとき仕入税額控除を適用すると、3,000円から2,000円を引いた残り1,000円を消費税として納税するだけで問題ありません。



しかしインボイス制度の導入後、この仕入税額控除をおこなうには、仕入先からインボイスを発行してもらうことが必要になります。



今後は「適格請求書（いわゆるインボイス）」の 保存が仕入税額控除の要件

■ 免税事業者はインボイスを発行できない

インボイス制度が免税事業者に与える影響としてもっとも大きいのは、免税事業者のままではインボイスを発行できないことです。

インボイスを発行するには、適格請求書発行事業者として国に登録しなければいけません。インボイスに記載すべき必須項目として、適格請求書発行事業者の登録番号があるからです。しかし適格請求書発行事業者になるためには、課税事業者であることが条件となります。したがって免税事業者は、そのままでは適格請求書発行事業者になることはできません。

参考：お問合せの多いご質問 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

● 免税事業者と課税事業者の違い

免税事業者と課税事業者の違いは、売上に含まれる消費税を国に納税する義務があるかどうかです。

たとえば1年間に550万円(うち消費税50万円)の売上があったとします。

課税事業者であれば、消費税50万円は納税しなければいけません。

しかし免税事業者であればその必要はなく、550万円すべてを売上として計上できます。

こう見ると課税事業者である必要性が皆無に思えますが、免税事業者であるためには条件があります。

基準期間における売上高が1,000万円以下でなければ、免税事業者として事業をおこなうことはできません。

つまり免税事業者という制度は、小規模零細事業者の納税事務負担へ配慮するためのものであるといえます。

参考：経過措置 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-15.pdf>

■ インボイス制度で免税事業者は消費税を請求できない？

「インボイス制度が導入されると、免税事業者は消費税を請求できなくなる」という噂がありますが、結論としてこれは間違いです。

インボイス制度導入後も、免税事業者は取引先に対して消費税分を請求できます。インボイス制度はあくまでも、課税事業者が売上のなかから国に納めるべき消費税額について、仕入税額控除を適用するためにインボイスを必要とする、という制度です。

対価を請求する場面について何かを規定する内容ではありません。ただし後述するように、インボイスを発行しない免税事業者が消費税を請求すると、取引先に悪い印象を与える可能性があることには注意が必要です。

■ インボイス制度が免税事業者に与える影響

インボイス制度が免税事業者に与える影響としては、主に以下の3つが挙げられます。取引先に損失を与える場合がある

- ・ 取引先に損失を与える場合がある)
- ・ 仕事を貰いづらくなる可能性がある
- ・ 値下げの依頼を受ける可能性がある

順番に見ていきましょう。

1. 取引先に損失を与える場合がある

免税事業者が売り手で、取引先(買い手)が課税事業者である場合、インボイス制度導入後は取引先に損失を与えてしまうこととなります。

免税事業者はインボイスを発行できないため、取引先は売上から免税事業者を支払った消費成分を仕入税額控除できないからです。

免税事業者の側からすれば直接の変化はありませんが、課税事業者である取引先からすれば、免税事業者である売り手との取引は、インボイス制度導入後「割高」になります。取引先の心象を気にするのであれば、この点は注意すべきであるといえるでしょう。

2. 仕事を貰いづらくなる可能性がある

前項で解説した通り、インボイス制度の導入後、免税事業者を相手取引することは課税事業者にとってデメリットのある行為となります。

このことから、インボイス制度が導入されることによって、免税事業者が仕事を貰いづらくなるリスクが以前から指摘されています。

「あなたは免税事業者だから取引をやめる」とストレートに宣言することは独占禁止法違反の可能性があります。が、曖昧な理由で取引を切られることはあるかもしれません。

3. 値下げの依頼を受ける可能性がある

前項と同様の理由で、免税事業者はインボイス制度の導入後、値下げの依頼を受ける可能性があります。

仕入れ費用そのものを下げることで、実質的に消費税分の出費をなくそうと考える課税事業者が現れてもおかしくないからです。

「あなたは免税事業者だから値下げしてください」と直接的に依頼されることはあまり考えられませんが、理由をぼかしつつ要求される可能性はおおいにあり得ます。

インボイス制度開始後の免税事業者からの仕入れの経過措置

インボイス制度は、導入後すぐに完全な形で施行されるわけではありません。免税事業者からの仕入れについて、以下のような経過措置があります。

- ・ 一定割合を仕入税額控除可能
- ・ 少額取引はインボイス不要

順番に見ていきます。

一定割合を仕入税額控除可能

インボイス制度が導入されてからしばらくのあいだは、免税事業者からの仕入れについても一定の割合で仕入税額控除が適用されます。

具体的には、導入から最初の3年間(2026年9月まで)は課税仕入れの80%、次の3年間(2029年9月まで)は課税仕入れの50%を、インボイスなしで控除可能です。

たとえば免税事業者から110万円(うち消費税10万円)の仕入れをおこなった場合、導入後3年間はそのうち8万円を控除できることになります。

参考: 経過措置 | 国税庁

少額取引はインボイス不要

前項の経過措置と同じく2029年9月までは、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスを発行されなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能であるとされています。

ただしこの措置の対象となるのは、基準期間(2年前)の課税売上が1億円以下であるか、あるいは1課税期間前の上半期の課税売上が5,000万円以下であるか、どちらかの要件を満たす事業者のみとなります。

免税事業者が取りうる対策

インボイス制度に対して免税事業者が取り得る対策は、以下の2通りのどちらかです。

- ・ 免税事業者のままにいる
- ・ 適格請求書発行事業者(課税事業者)になる

どちらにもメリットとデメリットがあるので、以下の解説を読んで慎重に判断しましょう。

1. 免税事業者のままにいる

免税事業者のままにいることのメリットは、消費税は納税しなくてもよいことです。

このことだけを見れば、単純に課税事業者と比べて利益が10%多くなると考えられます。

ただしデメリットとして、インボイスを発行できないために仕事が減ってしまったり、値下げを求められたりする可能性が挙げられます。

取引先が課税事業者である場合、免税事業者のままにいることは、相手の節税に協力しないことを意味するからです。

2. 適格請求書発行事業者(課税事業者)になる

免税事業者から課税事業者になり、適格請求書発行事業者として国に登録するのも選択肢の1つです。

適格請求書発行事業者になることのメリットとしては、インボイスが発行できるため取引先から見限られる心配がないことが挙げられます。

取引先の節税に協力できるので、良好な関係を維持できるでしょう。

一方でデメリットとしては、消費税の納税が必要になることや、請求書のフォーマットを改める必要があることなどが挙げられます。

免税事業者から課税事業者になることで消費税の納税義務が生まれるため、純粋に利益が減ってしまうことは受け入れなければいけません。

ただし支援措置として、2割特例制度が用意されています。

インボイス制度がスタートしてから3年間は、仕入額に含まれる消費税の8割をインボイスなしで控除の対象にできます。

これにより支払うべき消費税額を大きく減らすことが可能です。

参考：2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/01.htm>

■ 免税事業者が適格請求書発行事業者になるには

免税事業者が適格請求書発行事業者となるには、以下のプロセスを経る必要があります。

- ・ 登録申請書を提出する
- ・ 請求書のフォーマットを変更する

順番に見ていきましょう。

登録申請書を提出する

適格請求書発行事業者となるには、登録申請書を作成し、管轄する地域のインボイス登録センターに提出する必要があります。

登録申請書は、国税庁のサイトなどから入手可能です。

参考：適格請求書発行事業者の登録申請書 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0022003-083.pdf>

申請書は窓口に提出する方法だけでなく、郵送やe-Taxによる提出も認められています。

請求書のフォーマットを変更する

無事に申請が通って登録番号を取得したら、これまで使用していた請求書のフォーマットに変更を加えます。

インボイス(適格請求書)には必ず記載しなければならない事項があり、登録番号もその1つです。

ほかには、請求額に含まれる消費税の内訳を、8%と10%に区分けしてそれぞれ算出しなければならないといった規定もあります。

参考：適格請求書等保存方式の概要

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

免税事業者のインボイス制度に関するよくある質問

免税事業者の、インボイス制度に関するよくある質問に回答します。

Q. インボイス制度で免税事業者は消費税を請求できなくなるのですか？

- A. **インボイス制度が始まって、免税事業者は消費税を請求できます。**
インボイス制度はあくまでも、課税事業者が消費税を納税する際の仕入税額控除に関する規定です。
請求金額に消費税を含むことに関して規制するものではありません。

Q. 免税事業者への経過措置があると聞きました。内容を教えてください。

- A. **インボイス制度が導入されてから最初の6年間は、インボイスを発行しなくても、消費税の一部について課税事業者が仕入税額控除を適用できます。**
これは課税事業者にとっての経過措置であると同時に、インボイスを発行できない免税事業者にとっての経過措置でもあります。
インボイスを発行できないという理由で取引を打ち切られるリスクが軽減されるからです。

Q. インボイス制度に抜け道はありますか？

- A. **インボイス制度に抜け道はありません。**適格請求書発行事業者になるためには国に登録する必要があり、発行された登録番号を記載しなければインボイスに効力はないからです。

Q. 仕入れをする側です。免税事業者に消費税を払わなくてもいいですか？

A. 取引先の免税事業者が消費税分も含めて請求してきた場合、インボイス制度にもとづいてそれを「間違っている」と否定することはできません。

インボイス制度は、免税事業者が消費税を請求することを禁止していないからです。

しかし契約は売り手と買い手の自由意志でおこなわれるものであるため、免税事業者に消費税を払いたくないと内心で考えつつ、取引を打ち切ることは誰にも止められません。

Q. インボイス制度後に免税事業者であり続けても影響を受けにくい事業者はいますか？

A. 売上先が仕入税額控除をおこなわない業種であれば、免税事業者であっても影響を受けにくいといえるでしょう。

たとえば個人を相手にする小売業者や、簡易課税制度を利用している顧客を相手にする事業者である場合には、影響が出にくいと考えられます。

■ 免税事業者のインボイス制度に関するよくある質問

免税事業者の、インボイス制度に関するよくある質問に回答します。

Q. インボイス制度で免税事業者は消費税を請求できなくなるのですか？

- A. **インボイス制度が始まって、免税事業者は消費税を請求できます。**
インボイス制度はあくまでも、課税事業者が消費税を納税する際の仕入税額控除に関する規定です。
請求金額に消費税を含むことに関して規制するものではありません

Q. 免税事業者への経過措置があると聞きました。内容を教えてください。

- A. **インボイス制度が導入されてから最初の6年間は、インボイスを発行しなくても、消費税の一部について課税事業者が仕入税額控除を適用できます。**
これは課税事業者にとっての経過措置であると同時に、インボイスを発行できない免税事業者にとっての経過措置でもあります。
インボイスを発行できないという理由で取引を打ち切られるリスクが軽減されるからです。

Q. インボイス制度に抜け道はありますか？

- A. **インボイス制度に抜け道はありません。**適格請求書発行事業者になるためには国に登録する必要があり、発行された登録番号を記載しなければインボイスに効力はないからです。

まとめ

インボイス制度が免税事業者に与える影響について、網羅的にわかりやすく解説を試みました。

免税事業者にとって、インボイス制度は非常に大きな選択を迫られるものです。

免税事業者のままで事業を続けるのか、適格請求書発行事業者になるべきなのか、本記事を読んでもなお迷っている方は少なくないことでしょう。

適格請求書発行事業者となるべきか迷っている方は、ぜひ弊社・サン共同税理士法人までご相談ください。

弊社ではインボイス制度の導入にともない、多くの免税事業者の方から今後の身の振り方についてのご相談を承ってきました。

その豊富なノウハウにもとづいて、お客様1人1人のご事情にあわせた最適なアドバイスとサポートを提供いたします。

▼お問い合わせはこちら

<https://tax-startup.jp/contact/>

2023年9月末日まで申込可能! 金利が優遇された融資制度

日本政策金融公庫では、コロナウイルスの影響を受け売上が減少してしまった事業者に対して「新型コロナウイルス感染症特別貸付（通称：コロナ融資）」を実施しております。借入後約3年間は金利が約0.3%、4年後以降の金利は約1.2%と低金利で資金を調達することができる非常に優れた融資制度です。申込期限は2023年9月30日までとなっており、8月24日時点では延長されるかどうかは未定となっております。低金利での資金調達をお考えである場合には9月30日までのお申込みをオススメいたします。

融資制度名	融資限度額	融資期間	基準金利	融資申込要件	審査のポイント
新型コロナウイルス感染症特別貸付（コロナ融資）	8,000万円	最大20年間	1.09～2.05% 融資後3年間は▲0.9%	コロナウイルスの影響により、直近月の売上高が1～4年前の同月売上と比較して5%以上減少していること	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナウイルスの影響がなくなった場合には、売上がどの位回復する見通しか ● 売上を回復させるため、どのような取り組みを行うか

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2023年8月1日時点
創業融資の基準金利	2.22～3.10%	1.94～2.90%
コロナ融資の申込期限 ※3年間の利子補給無し	<u>2023年9月30日まで</u>	<u>変更なし</u>

豆知識コラム: 据置期間のメリット・デメリット

- 融資を受ける際に、返済について据置期間を設けることができます。据置とは毎月の返済額のうち、元金を返済せずに利息のみ支払うことを指します。
- メリットとしては、毎月の返済額が減少するため借入当初の資金繰りが楽になります。
- デメリットとしては以下①、②が挙げられます。
 - ① 据置期間は借入期間に含まれるので、据置しない場合と比べて1ヶ月あたりの元金返済額が増加いたします。
 - ② 据置期間中に利息のみを支払っても返済実績として扱われないため、次の融資相談を行いたい場合には時間を空ける必要があります。



メディア実績



セミナー

2022年12月



会計事務所サミット2022

2022年12月



株式会社アクセスコンサルティング主催セミナー

2022年12月



株式会社ミツカル主催セミナー

2022年11月



株式会社インフォーマット主催セミナー

2021年12月



会計事務所サミット2021

2019年7月



会計事務所サミット2019

取材など



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日号)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



プロパートナーONLINE Circle (2023年1月)



FIVE STAR MAGAZINE (2022年11月号)



月刊実務経営ニュース (2022年9月号)



BIZUP事務所経営Report (2019年6月号 vol.68)



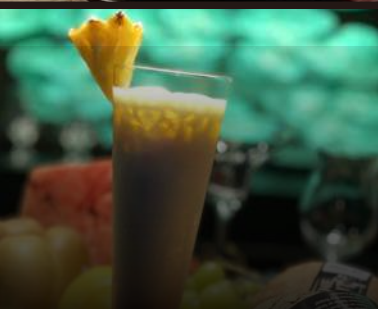
実務経営サービス『お役立ち会計事務所全国100選 2023年版』



プロパートナー『土業ランキング500』2022年完全版

書籍



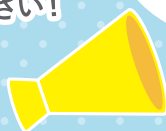


D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や
「税理士を変更したい方」を
ぜひご紹介ください!

お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大**50,000**分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス
および電話番号

ご連絡はこちらまで

contact@san-kyodo.jp



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

<https://www.youtube.com/@san-kyodo-tax>



2023-
9月号

vol.17



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

日本橋オフィス

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町ブラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031
東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

板橋オフィス

〒173-0013
東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034
東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081
東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス

〒220-0012
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112
兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

博多オフィス

〒812-0011
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階

沖縄オフィス

〒901-2227
沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D